

ドイツ失業率の改定について

ドイツの失業率については、ドイツ連邦統計局が作成方法を変更したことに伴い、総務省統計局においても、2007 年 10 月から改定値を用いることとする。

改定の概要は以下のとおり。

ドイツ失業率の作成方法の変更

ドイツ連邦統計局が公表しているドイツの失業率は、これまで過渡的な措置として“*The Monthly Telephone Survey (Labour Market in Germany)*” (MTS:ドイツ労働市場に関する月次電話調査)に基づいて作成されてきたが、これを“*Labour Force Survey*” (LFS:労働力調査)に基づいて作成するように変更された。

LFS においては、2005 年 1 月から毎週調査を行う方法により調査が開始され、これにより ILO 基準及び EU 基準に準拠する月次失業率を作成するための準備が進められてきたが、この度、2007 年 9 月分公表から LFS に移行することとなったものである (MTS は廃止)。

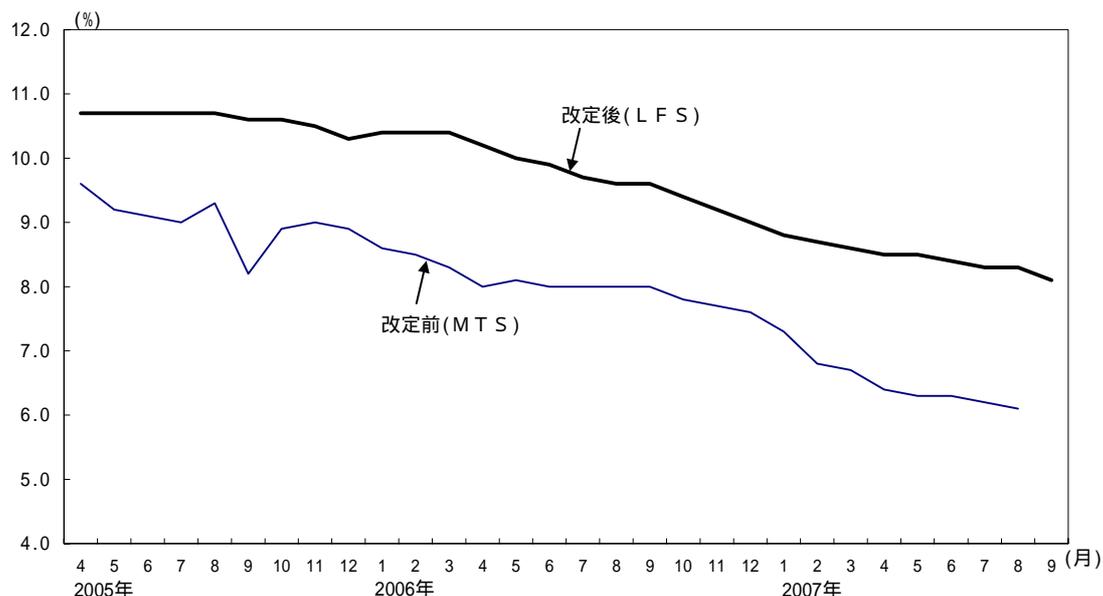
なお、EU 域内においては、EU 全体の失業率作成等を目的として、EU 加盟国における統一的な調査方法等の整備が推進されており、今回の改定もドイツ連邦統計局と EU 統計局の協力の下に行われている。

ドイツ失業率の遡及改定

上記変更に伴い、ドイツの失業率は、季節調整値が 1992 年まで遡及改定されている。

MTS と LFS の調査方法等の違いから、改定値は改定前の値に比べ 1.0～2.0 ポイント程度高くなっている (図 参照)。

図 改定前(MTS)と改定後(LFS)のドイツ失業率の比較



資料:ドイツ連邦統計局(2006年1月以前の数値はEU統計局)